



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 教育委員会規則

\*27 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 公安委員会規則

\*21 和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第27号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
名称	位置	部	科	設置 学科	修業 年限	名称	位置	部	科	設置 学科	修業 年限
略						略					
和歌山 県立南 紀はま ゆう支 援学校	略	略				和歌山 県立南 紀支 援学 校	略	略			
						和歌山 県立は まゆう 支 援学 校	西牟婁郡 上富田町 大字岩田 字刃剣21 50番地	小学 部			6年
					中学 部					3年	
					高等 部			本科	普通 科	3年	
略	略	略				略	略	略			

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に和歌山県立南紀支援学校又は和歌山県立はまゆう支援学校（以下「旧学校」という。）に在学する児童又は生徒であって、旧学校の小

学部又は中学部の課程を修了していない者は、施行日において和歌山県立南紀はまゆう支援学校の小学部又は中学部のそれぞれ新たな学年に在学するものとする。

3 施行日の前日において現に旧学校に在学する生徒であって、旧学校の高等部の課程を修了していない者は、その修得した単位又は履修した各教科等（各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動をいう。）に応じ、施行日において和歌山県立南紀はまゆう支援学校の高等部のそれぞれ第1学年から第3学年までのいずれかの学年に在学するものとする。

（準備行為）

4 施行日前に和歌山県立南紀はまゆう支援学校の高等部に入学を志願しようとする者は、別に定めるところにより、旧学校の校長に願い出なければならない。

5 前項の規定による願い出をした者の入学等に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この規則による改正後の和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）第5章の規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは、「旧学校の校長」とする。

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第21号

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月27日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
法令等名	規定	法令等名	規定
略	略	略	略
警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第9条、第10条第1項、第11条第1項（第16条第3項及び第17条第2項の規定により準用する場合に限る。）及び第16条第2項</u>	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第11条第1項（第16条第3項及び第17条第2項の規定により準用する場合に限る。）及び第16条第2項
<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</u>	<u>第8条第1項</u>		
略	略	略	略
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	<u>第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項</u>	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び <u>第8条第1項</u>

略	略
---	---

略	略
---	---

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。